

『グリーン住宅ポイント対象住宅の要件等』

■対象住宅のタイプ

新築 所有者が自ら居住する住宅が対象

- ・新築分譲住宅の購入 所有者となる方が購入（売買契約）する新築住宅※注1

※注1 売買契約締結時点において、完成（完了検査済証の発出日）から1年以内であり、人の居住の用に供したことの無いもの

■対象期間

新築 所有者が自ら居住する住宅が対象

- ・新築分譲住宅の購入

令和2年12月15日から令和3年10月31日までの期間内に売買契約を締結したもの

■対象住宅の性能要件等

次の①又は②のいずれかに該当すること

	性能基準	証明書類
① 高い省エネ性能を有する住宅	認定長期優良住宅	長期優良住宅建築等計画認定通知書※1
	認定低炭素建築物	低炭素建築物新築等計画認定通知書※1
	性能向上計画認定住宅	性能向上計画認定通知書※1
	ZEH	BELS評価書
② 一定の省エネ性能を有する住宅	断熱等性能等級4※2かつ一次エネルギー消費量等級4以上※3	グリーン住宅ポイント対象住宅証明書※4 注：フロア入力法による申請には対応していません。
		設計住宅性能評価書
		建設住宅性能評価書
		BELS評価書
		フラット35S適合証明書（金利Bプランの省エネルギー性の基準に適合しているものに限る）及び設計検査申請書（2021年1月以降に申請されたものに限る。）

※1 対象となる住戸が認定を受けている場合に限る。

※2 断熱等性能等級4を満たさない住宅であって、建築物省エネ法に基づく住宅の外皮性能の基準に適合するものは本制度の対象となります。

※3 日本住宅性能表示基準で定める断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4のことをいう。

※4 共同住宅等であって外皮性能において住棟評価を採用する場合は、原則として一括依頼により当該共同住宅等の全ての住戸が、グリーン住宅ポイント対象住宅証明書を申請する場合に限る。